



17消防第2458号
平成18年10月23日

中国電力株式会社
取締役社長 山下 隆 様

島根県知事 澄 田 信 義
(総務部消防防災課)

島根原子力発電所2号機のウラン・プルトニウム混合酸化物
燃料の使用について(回答)

島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定第6条の規定に基づき、平成17年9月12日付け電炉燃第57号で事前了解願いのあった「ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料の使用について」は、基本的に了解します。

なお、同事前了解願いに対する最終的な回答は、国の安全審査が終了するまで留保し、その結果を確認した上で行うこととしますので、了知願います。

おって、下記事項について適切に措置されるよう強く要望します。

記

1. 原子力の利用については、いかなる場合にも安全性の確保が大前提であり、今回の島根2号機におけるプルサーマル計画についても、安全性の確保を最優先として適切に対応すること。
2. プルサーマルに関する県民の理解をさらに深めるため、更なる広報活動を積極的に行うこと。

3. 県民が安心できるよう情報公開の推進を図るとともに、安全性に関する事故・トラブルなどについての情報をわかりやすく提供すること。
4. 発電所内に使用済燃料が長期にわたって貯蔵されることのないよう、適切な措置を講ずること。
5. 原子力発電所の安全運転のための組織、体制、教育・訓練及び品質保証活動のさらなる充実に取り組むとともに、安全文化のなお一層の醸成に努めること。
6. テロ、災害等に備えた危機管理体制の一層の強化を図ること。
7. 耐震安全性に対する信頼の一層の向上を図るため、新耐震設計審査指針に基づき、速やかに島根原子力発電所の耐震安全性評価を行い、必要に応じて対策を講ずること。
8. 太陽光、風力、バイオマスなどの新エネルギーの技術開発及び導入促進に積極的に取り組むこと。